

# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する

## 有識者会議『中間報告書』論点に対する意見提言

2023年6月12日

一般社団法人 全国技能実習監理団体連絡会

私共、一般社団法人 全国技能実習監理団体連絡会（略称 AST）は、会員各々が、技能実習法に基づく監理団体として行ってきた監理事業の経験と知見において、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議『中間報告書』において掲げられた「論点」に対し、発展的かつ実効的な法制度改正のため、以下意見を提言するものであります。

### 記

#### 論点「制度目的と実態を踏まえた制度の在り方」について

たんに「技能実習廃止」で結論付けるのではなく、「技能実習」「特定技能」両制度の目的を共通化し、目指すべき目的と現状の整合性を取るべきです。

現状で「技能実習」を廃止し「特定技能」に一本化する場合、特定技能において現在顕在化してきている「支援の不徹底」「人材レベルの低下」「転籍ブローカーの介在」「大都市圏偏在」の問題に具体的対策を実施しないと、「技能実習」での問題が繰り返される、あるいは更に悪化することを危惧します。

#### 論点「外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築」について

対象職種及び分野を一貫性のある形にすることは、現状の運用に鑑みて制度構築に議論すべき課題が多々ありますが、現場の要請においても望ましいことです。

技能評価の在り方かかる「計画」の策定については、現行技能実習における「技能検定準拠職種作業と現場のギャップ」の問題を解決すべきで、具体的には、現行実施されている「技能検定」の内容を、今の現場にあった手順や使用器具等に合致させることが、制度適正化の観点からも望ましく、新制度において引き続き機能し得ると思料いたします。

#### 論点「受入れ見込数の設定等の在り方」について

受入見込み数の設定にあたっては、「国内労働市場との調整」「居住の自由との折り合い（外国人材へ利益をもたらす方策）」について解決策を講じるべきです。

本問題については、根幹は外国人就労者本人に利益をもたらすことを目的として、施策のバランスをとることが肝要と思料いたします。

## 論点「転籍の在り方（技能実習）」について

転籍の制限は合理的範囲で必要と考えます。

転籍の制限は、外国人就労者の立場に立って考えたときに、彼らの利益になる部分があります。

社会経験も乏しく異国での生活が初めての外国人材は、概ね日本語レベルが不十分で、技能レベルも非常に未成熟であるため、3年間程度の一定期間同じ人から指導を受けて同じ場所で同じ作業（実習）を行った方が安心であり、且つ安全の面でも労災事故等に巻き込まれにくいからです。

さらに、対象となる外国人材が、社会能力的に脆弱で自らの労働力に係る取引や交渉を対等に行うことができないことに鑑みれば、転籍制限をなくして自由な転籍市場に「放り出す」ことは、必ずしも本人のためにならない、と考えられます。

現制度でも実務運用上、転籍は相当程度柔軟に認められているので、原則として3年間程度の転籍制限を維持しつつ、受入企業において、外国人労働者に対し、入管法令違反、技能実習法令違反又は労働法令違反があり、本人の申出があった場合には転籍を認めるような運用を明文化し、また、法令違反に至らないまでも本人が転籍を希望する場合において、本人保護とキャリア形成の観点から、「日本語検定N4合格」「技能検定初級合格」など一定の基準を設け、これをクリアした者については、3年目からの転籍を容認する、等の方法によって、転籍制限を緩和するというような形が望ましいと考えます。

## 論点「管理監督や支援体制の在り方」について

新制度においても外国人就労者支援に「中間機関」とりわけ長年の経験を有する監理団体はそのノウハウを適正に活用することで有用であり続けると思料します。

悪質な海外送出国機関の排除については、二国間取り決めといった政府間の取組に対し監理団体、登録支援機関が正しく情報を把握し且つその主旨を適正に理解した上で、各々の責任をもって選定を実施していくべきものと考えます。

監理団体、登録支援機関については、適正且つ現実合理的に機能させるためには、「監理団体許可審査の厳格化とインセンティブ」「団体運営管理の合理性（実質視点による適正性審査）」「登録支援機関の支援能力（実体性審査の必要性と能力的不適切者の排除）」等の施策が必要です。

## 論点「外国人の日本語能力の向上に向けた取組」について

日本語能力は本邦での生活の安定、就労の安全の観点からも必要であり、監理団体、登録支援機関、受入企業のいずれにおいても日本語の継続的学習実施義務を持たせるべきです。

現状、技能実習2号から特定技能1号への移行においては、関連分野では技能試験の免除は許容していますが、関連分野でも一定の日本語能力を担保すべきであり、全ての職種において、日本語能力N4を要件として導入すべきです。

以上